一般社団法人　小児訪問看護ステーション Shiny 運営規程

(事業の目的)

第1条　　一般社団法人 小児訪問看護ステーション Shiny(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護の必要性を主治医に認められた者(以下「利用者」という。)の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第２条　指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、小児への訪問看護に特化し、小児の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　事業の提供により、利用者のみならず家族の心身負担の軽減を図り、充実した家庭での療養生活が継続できるように支援する。

３　ステーションの看護師等は、常に根拠に基づいた事業の提供を意識し、専門職として適切な知識・技術の向上に努めるとともに、常にその質の評価を行い改善を図る。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、保育園、幼稚園、小学校等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　一般社団法人　小児訪問看護ステーション Shiny

(2)　所在地　香川県高松市東山崎町 435 番地 1　植田コーポ 1 階テナント 101

(職員の職種、員数及び職務内容)

4 条　ステーションに勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　看護師 1 名

管理者は、ステーションの看護師等の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たる。

(2)　看護師等　看護職員　常勤換算方法により 2.5 名以上

看護師等は、主治医の指示書に沿って訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき事業の提供に当たり実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条　ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)　営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2)　営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3)　電話等により、24 時間常時連絡可能な体制とし、必要に応じて緊急時訪問で対応する。

(事業内容)
第 6 条　事業の内容は次のとおりとする
① 病状・障害の観察
② 人工呼吸器の管理、在宅酸素、経管栄養などの医療的ケア
③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
④ 食事および排泄等の日常生活の支援
⑤ 床ずれの予防・処置カテーテル等の管理
⑥ リハビリテーション
⑦ ターミナルケア
⑧ 家族への看護指導及び精神的支援・相談
⑨ 家族の休息確保のために援助
⑩ 学校・幼稚園・保育園・福祉施設やサービス機関との連携
⑪ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)
第 7 条　事業を提供した場合の利用料の額は、健康保険等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受け取るものとする。
2　事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料金並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に「利用料金同意書」で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
3　その他の利用料として次の額の支払いを受ける。

(1)営業時間内で 1 時間半を超える訪問看護料金：３０分ごと 2,500 円
(2)死後の処置料は、20000 円とする。
4　訪問看護に要した交通費は、実費相当の支払いを受ける。
(1)本事業所から 8km 未満：0 円
(2)本事業所から 8km 以上：1km ごと 50 円
但し、交通費の上限は 300 円とする。そのため片道 14km 以上を超えた場合は。一律に交通費は 300 円とする。

(通常の事業の実施地域)
第 8 条　通常の事業の実施地域は、高松市(島しょ部除く)、三木町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)
第 9 条　看護師等は事業の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(衛生管理等)
第 10 条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(相談・苦情対応)
第 11 条　ステーションは、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する。また解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及び家族に説明するものとする。
2　ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(事故発生時の対応)
第 12 条　ステーションは、事業の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、その他関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2　ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結から 5 年間保存する。
3　ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
4　ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)
第 13 条　ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（1）虐待の防止に関する責任者の選定
（2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（4）その他虐待防止のために必要な措置
2　ステーションは、事業の提供中に当該事業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)
第 14 条　ステーションは、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)
第 15 条　ステーションは、事業の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
2　従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4　ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附則
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
令和 6 年 4 月 1 日改訂

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

小児訪問看護ステーション Shiny は、地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を初手額に加算させていただきます。

訪問看護医療 DX 情報活用加算（50 円/月）に関係する施設基準は以下の通りです
１．厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
２．健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
３．医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
４.3 の提示事項について、ウエブサイトに掲載していること。

〈資格情報の提供について〉
資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。
同意なしにオンライン資格確認をおこなうことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 2 月 1 日
小児訪問看護ステーション Shiny